

契約締結前交付書面[高圧]

本書面では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を説明いたします。詳しくは当社各種約款（当社のホームページ）をご確認願います。

本書面は、電気事業法および経済産業省令に基づき契約締結前に交付するものです。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

株式会社デライトアップ (A0522)

上記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約に際し、代理店（媒介者）を介することがあります。

2. 小売供給契約の申込方法

当社所定の書面「デライトでんきご利用開始申込書兼電気需給契約書」によって申込みをしていただきます。

3. 小売供給開始の予定年月日

供給開始の予定年月日は、当社が別に交付する「個別条件書」に記載いたします。

4. 小売供給に係る料金および使用電力量の算定方法【約款 3 条 7 号、12 条 1 項、13 条 1 項】

- (1) 使用電力量は、需要場所の一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認する方法で計量し、30 分ごとの値とします。また、前月の電力の計量日から当月の電力の計量日の前日までの使用電力量を積算し、電気料金を算定するものとします。
- (2) 料金は、基本料金、電力量料金、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料費調整額を加算または減算したものといたします。また、基本料金は、電気を全く使用しなかった場合には、半額といたします。料金に関する詳細事項は個別条件書に記載されるものとします。

5. 料金支払いの方法および延滞利息【約款 13 条】

- (1) 口座振替または口座振込とします。
- (2) 料金の支払期日は、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える場合は、支払義務発生日の翌日の属する月の 27 日（27 日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の直後の営業日とします。）といたします。お客さまが当社の指定金融機関口座に振込送金する方法で支払う場合には、毎月 25 日（25 日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の直後の営業日とします。）といたします。
- (3) お客さまが支払日を経過して料金をなお支払われない場合、支払日の翌日から現に

お支払いいただいた日までの期間の日数に応じて年率 10%の遅延損害金を申し受けます。

6. 契約期間の定めおよび契約の更新【約款 7 条】

契約期間は、電力の供給開始日より 1 年とし、契約期間満了の 3 か月前までにお客さままたは当社いずれかからの書面による通知がない限り、同一条件で自動的に 1 年ごとに延長されるものとします。

7. 契約の変更や解約の期間制限【約款 31 条】

- (1) 契約の解約を希望される場合は、解約希望日の 3 か月前までに通知していただきます。
- (2) 契約解約日が、電気需給約款に記載の期間未満の場合は、電気需給約款に記載の解約違約金を申し受けます。
- (3) 契約変更および解約については、当社お問い合わせ先までお申し出ください。

8. 契約解除

(1) お客さまの解除権【約款 6 条 1 項、32 条、33 条】

- ① 当社が、次の一つにでも該当したときは、お客さまは、催告を要せず通知により契約を解除できるものとします。
 - ア 支払停止、支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または民事再生、破産、会社更生等の申立があったとき
 - ウ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - エ 前ア～ウに定める各事項に準ずる契約を継続し難い重大な事項が発生したとき
- ② 当社が電気需給約款の一つにでも違反し、お客さまが 20 日間の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置をとらないときは、お客さまは当社への通知により契約を解除できるものとします。

(2) 当社の解除権

- ① 当社は、お客さまが次の一つにでも該当したときは、催告を要せず通知により契約を解除することができるものとします。
 - ア 社会通念上相当な期間を超えて債務の支払いを行わない場合
 - イ 支払停止、支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - ウ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または

- 民事再生、破産、会社更生等の申立があったとき
- エ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
- オ その他債権保全のため必要と認められるとき
- カ 前ア～オに定める各事項に準ずる事項が発生したとき
- キ 電気需給約款の一つにでも違反した場合
- ② 前①号の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客様の負担とします。また、これによりお客様が受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。
- ③ 前①号の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が契約の履行および解除のために要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならないものとし、当該違約金を超える損害が当社に生じた場合には、当該損害も賠償するものとします。
- (契約電力×1 か月当たりの基本料金単価×契約期間の残余期間) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たりの平均電力使用量×供給開始日より解約通知日までの1日当たりの平均電力量単価×契約期間の残余日数)
- ④ 一般配電事業者との接続供給契約が調わないなどのやむを得ない事由により、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、契約の成立の日を遡って契約を解約することがあります。

9. 料金等の清算【約款 28 条、29 条】

(1) 需給開始後の契約の消滅変更に伴う料金の清算

お客様が契約電力を新たに設定または増加後に、契約が消滅する場合もしくはお客様が契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき所轄の一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金等の損害および費用をお客様より申し受けます。ただし、非常変災等の不可抗力による場合はこの限りではないものとします。

(2) 需給開始後の契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客様が電気の使用を開始され、その後契約電力を変更する場合または契約が消滅する場合に、当社がお客様に電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金並びにその支払いに必要な手数料等の損害および費用をお客様より申し受けます。ただし、非常変災等の不可抗力による場合はこの限りではないものとします。

10. 工事に関する費用の負担【約款 20 条、27 条】

- (1) お客さまが当社より受電を開始するために必要となる設備の設置および工事については、当社の費用負担により、当社が行うものとします。
- (2) お客さまの供給設備の工事について、当社が、一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、お客さまは、当社からの請求に基づき当該工事費を負担するものとします。

11. 供給電圧および周波数【約款 10 条】

- (1) 供給電圧は、当社が別に交付する「個別条件書」に記載いたします。
- (2) 周波数は、提供地域の一般送配電事業者指定の周波数に準じ、50 ヘルツまたは 60 ヘルツとしますが、当社が別に交付する「個別条件書」に記載いたします。

12. 契約電力の決定方法【約款 11 条】

- (1) 契約電力が 500kW 以上の場合
契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまおよび当社の協議によって定めるものとします。
- (2) 契約電力が 500kW 未満の場合
各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、契約期間中に最大需要電力が 500kW 以上となる場合は、契約電力を前(1)項によってすみやかに定めるものとします。

13. 電気の使用法の制限等【約款 18 条】

- (1) 契約電力が 500kW 未満の場合を除き、お客さまが契約電力または予備電力を超過して電力を使用した場合等不相当と認められる場合は、当社はお客さまと協議の上、翌月以降の契約電力または予備電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金および予備送電サービス料金を変更することができるものとします。
- (2) お客さまが契約電力または予備電力を超過して電力を使用した場合において、契約電力または予備電力を適正な数値へ変更するための協議が不調に終わったときは、当社は契約を解除することができるものとします。この時、当社に費用負担、損害等が発生した場合は、お客さまの負担とします。
- (3) お客さまが契約電力または予備電力を超過して電力を使用した場合、お客さまは以下の算定式によって算出される契約超過金を料金に加算して支払うものとします。なお、契約超過金相当分に関しては、別紙 1 の力率割引または割増を適用するものとします。

(算定式) 基本料金単価×超過電力×1.5

14. お客様の責任【約款 17 条、21 条、22 条 3 項】

- (1) お客様は一般送配電事業者の託送供給約款に定められた需要者としての義務を遵守いただくものとします。
- (2) 当社、一般送配電事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (3) お客様の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとします。
- (4) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、前(3)項に準ずるものとします。
- (5) 電気の需給および保安上の必要がある場合に、当社または当該一般送配電事業者が、自らの供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止等の処置を行う場合には、お客様はこれに協力していただきます。

15. 設備の賠償【約款 26 条】

お客様が故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する費用（次の金額を含むが、これらに限られない。）の相当額をお客様は当社に賠償するものとします。

- (1) 修理可能の場合：修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合：帳簿価格と取替工費との合計額

16. 料金の改定【約款 14 条】

- (1) 基本料金単価
 - ① 一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により、基本料金単価を改定することを公表した場合、当社は、お客様に対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることができます。かかる申し入れがなされた場合、お客様は誠実に協議を行うものとします。
 - ② 前①号の規定にかかわらず、当社による電力供給の開始後 1 年が経過しようとする時または 1 年が経過した場合（契約の延長後を含み、それ以降も同様とします。）、当社は、お客様に基本料金単価改定の協議を申し入れることができるものとします。かかる申し入れがなされた場合、お客様は誠実に協議を行うものとします。

③ 上記の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は契約を解除することができるものといたします。

(2) 電力量料金単価

① 一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により、電力量料金単価を改定した場合、当社は、お客さまに対し電力量料金単価の改定のための協議を申し入れることができるものとします。かかる申し入れがなされた場合、お客さまは誠実に協議を行うものとします。

② 上記の協議において、電力量料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は契約を解除することができるものとします。

③ 一般送配電事業者の料金改定期日は、改定された託送供給等約款の実施日とします。

④ 一般送配電事業者が電力量料金単価を改定することを公表した場合には、当社は、お客さまに対し、速やかにその旨および改定後の電力量料金単価を通知するものとします。

17. 反社会的勢力の排除【約款 39 条】

(1) お客さまおよび当社は、互いに相手方に対し、契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。

① 自らまたは自らの役員（社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれかにも該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、契約の締結および履行をするものではないこと。

(2) 前(1)項のほか、お客さまおよび当社は、互いに相手方に対し、直接・間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

① 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為

② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

③ 反社会的勢力から名目の如何を問わず資本・資金の供与を受け、または反社会的勢力と関係を構築する行為

④ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供をする行為

⑤ 反社会的勢力を当社またはお客さまの経営に関与させる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が前(1)、(2)項のいずれかに反した場合は、何ら催告なく直ちに契約を解除することができるものとし、この場合、相手方はその債務に係る期限の利益を当然に喪失するものとします。また、お客さまおよび当社は、本 17

項に基づく契約の解除に伴い相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

18. その他【約款 35 条】

- (1) 上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める電気需給約款によります。なお、電気需給約款は、当社ホームページからご確認いただけます。
- (2) 当社は、経済情勢の変動や託送供給等約款が改定されるなど、諸般の事情を総合的に考慮して、電気需給約款を改定することができるものとします。当社が電気需給約款を改定する場合には、改定後の約款の施行日までに相当な予告期間をおいて、当社所定の方法により、改定後の約款の内容および効力発生時期等を、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 当社は、お客さまの個人情報の取扱いに関する指針（プライバシーポリシー）を定め、当社のホームページ等にて掲示いたします。当社は、お客さまの個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社事業の業務その他付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または、第三者へ提供する場合がございます。

19. お問い合わせ先

小売電気事業者 株式会社デライトアップ (A0522) 〒120-0034 東京都足立区千住 1-4-1 東京芸術センター1508 TEL : 03-6806-2411 受付時間 平日 9 時～17 時 Mail: info01@delightup.jp	取次事業者
--	-------